

平成 30 年 6 月市議会総務委員会資料

第 63 号議案

長崎市税条例等の一部を改正する条例

| 目 次 | ページ |
|---|-------|
| 1 平成 30 年度地方税法等の改正に伴う条例の改正について | |
| (1) 個人住民税における給与所得控除・公的年金等控除から 基礎控除への振替に伴う調整 | 1 |
| (2) 個人住民税における基礎控除等の見直し | 2 |
| (3) 加熱式たばこの課税方式の見直し | 3 |
| (4) たばこ税率の引上げ | 4~5 |
| (5) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置 | 6~11 |
| (6) 「生産性革命」の実現に向けた中小企業の設備投資を後押しする 固定資産税の課税標準の特例措置 | 12~13 |
| (7) バリアフリー改修を行った既存家屋に係る固定資産税及び 都市計画税の減額措置 | 14 |
| (8) 立地誘導促進施設協定に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 14 |
| 2 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例新旧対照表 | |
| (1) 長崎市税条例 | 15~39 |
| (2) 長崎市都市計画税条例 | 40~44 |
| 3 (参考) 市税条例の改正を要しない税制改正について | |
| (1) 個人住民税関係 | 45 |
| (2) 固定資産税・都市計画税関係 | 46 |

理 財 部

平成 30 年 6 月

1 平成 30 年度地方税法等の改正に伴う条例の改正について

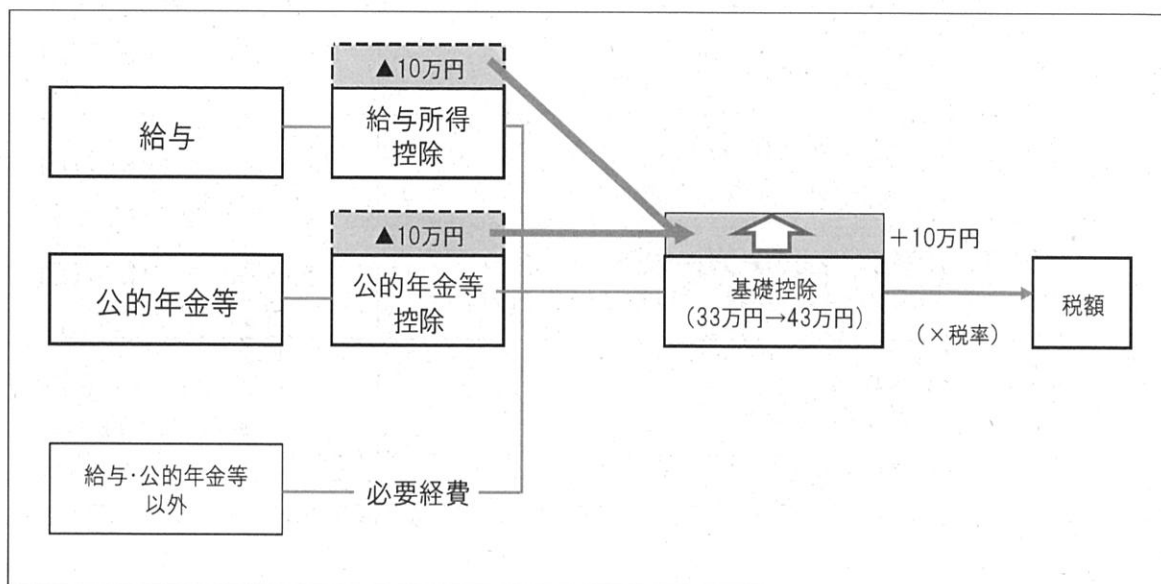
- (1) 個人住民税における給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整
(市税条例第 14 条、附則第 5 条関係)

ア 改正目的

地方税法等の一部が改正され、給与所得控除・公的年金等控除が見直され、一部が基礎控除に振り替えられることに伴い改正するもの。

イ 改正内容

給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる。
(地方税法等の改正)



給与所得控除・公的年金等控除の 10 万円引き下げに伴い、個人住民税の非課税限度額を 10 万円引き上げる。

| 区分 | | 非課税限度額 (非課税となる上限の合計所得金額) | |
|-------------------|-----------------|-----------------------------|-------|
| | | 均等割 | 所得割 |
| 障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の者 | | 125万円 | 135万円 |
| 上記以外 (例) | 単身者 | 31万5千円 | 35万円 |
| | 本人及び 同一生計配偶者 | 81万9千円 | 102万円 |

ウ 施行日 平成 33 年 1 月 1 日

(2) 個人住民税における基礎控除等の見直し（市税条例第 23 条の 3、第 23 条の 7 関係）

ア 改正目的

地方税法の一部が改正され、高所得者のうち特に高額所得者について、基礎控除が逡減・消失されることに伴い改正するもの。

イ 改正内容

前年の合計所得金額が 2,400 万円を超える納税義務者について、基礎控除が逡減・消失する仕組みなどを設ける。（現行、基礎控除に所得制限なし）

| 前年の合計所得金額 | 基礎控除 |
|---|---------------------------|
| 2,400 万円以下 (給与収入 2,595 万円以下) | 33 万円 → 43 万円 |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 (給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下) | 33 万円 → 29 万円 (▲4 万円) |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 (給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下) | 33 万円 → 15 万円 (▲18 万円) |
| 2,500 万円超 ※ (給与収入 2,695 万円超) | 33 万円 → 0 円 (▲33 万円) |

※前年の合計所得金額が 2,500 万円超の者については、国から地方への税源移譲に伴い生じる負担増を調整するために設けられた「調整控除」についても、消失する。

ウ 施行日 平成 33 年 1 月 1 日

(3) 加熱式たばこの課税方式の見直し (市税条例第63条、第63条の3、第64条関係)

ア 改正目的

地方税法の一部が改正され、新たに「加熱式たばこ」の区分が創設され、その課税方式が変更されることに伴い改正するもの。

イ 改正内容

喫煙用の製造たばこの区分において、現行では「パイプたばこ」に区分されている加熱式たばこについて、新たに「加熱式たばこ」を創設する。

また、その課税方式については、「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式に変更し、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに、5段階で実施する。

* 加熱式たばこ…アイコス、グロー、プルームテックの3種類(現行)

【現行の換算本数】

加熱式たばこの「重量」1gにつき、紙巻きたばこ1本に換算。



【新換算本数】

$$\text{加熱式たばこ1箱の、紙巻たばこの本数への換算値} = \left[\frac{\text{加熱式たばこ1箱あたりの葉たばこ・溶液の「重量」}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \right] + \left[\frac{\text{加熱式たばこ1箱あたりの小売「価格」}}{\text{約20円 (紙巻たばこ1本あたりの平均価格)}} \times 0.5 \right]$$

*葉たばこ・溶液の重量で、紙巻たばこ何本分に相当するか

*価格面で、紙巻たばこ何本分に相当するか

| | 施行日(※) | 課税方式(注) |
|------|------------|-----------------------------|
| 第1段階 | 平成30年10月1日 | 【現行の換算本数】×0.8 + 【新換算本数】×0.2 |
| 第2段階 | 平成31年10月1日 | 【現行の換算本数】×0.6 + 【新換算本数】×0.4 |
| 第3段階 | 平成32年10月1日 | 【現行の換算本数】×0.4 + 【新換算本数】×0.6 |
| 第4段階 | 平成33年10月1日 | 【現行の換算本数】×0.2 + 【新換算本数】×0.8 |
| 第5段階 | 平成34年10月1日 | 【新換算本数】×1.0 |

(注)段階的に、【現行の換算本数】から【新換算本数】への課税方式へ移行し、平成34年10月1日からは完全に【新換算本数】による課税方式となる。

ウ 施行日 上記表中「施行日(※)」のとおり

(4) たばこ税率の引上げ (市税条例第 65 条関係)

ア 改正目的

地方税法の一部が改正され、地方のたばこ税率が引上げられることに伴い改正するもの。

イ 改正内容

(ア) 地方のたばこ税率を、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 10 月 1 日までに、3段階で引き上げる。

また、平成 31 年 4 月 1 日に予定していた旧3級品の紙巻きたばこの税率の引上げを平成 31 年 10 月 1 日に延期し、税率を一般銘柄と同じとなるよう引き上げる。

《市町村たばこ税率(千本あたりの税額)》

| | 現行 | 施行日(※) | | | | |
|----------------|--------|----------|---------|----------|----------|----------|
| | | H30.10.1 | H31.4.1 | H31.10.1 | H32.10.1 | H33.10.1 |
| 一般銘柄 | 5,262円 | 5,692円 | | | 6,122円 | 6,552円 |
| 差 (手持品税率)*1 | | 430円 | | | 430円 | 430円 |
| 旧3級品(注) | 4,000円 | | 5,692円 | 6,122円 | 6,552円 | |
| 差 (手持品税率)*2 | | | 1,692円 | 430円 | 430円 | |

(注) 旧3級品は、平成27年度税制改正により、H31.4.1に4,000円から5,262円へ引き上げ予定だったものを、今回の改正によりH31.10.1に半年延期し、税率を一般銘柄と同じとなるよう4,000円から5,692円へ引き上げる。

《旧3級品…エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ》

(イ) 旧税率で仕入れた製造たばこを所持する場合に、新税率と旧税率の差額について、手持品課税する。

① 納税義務者…小売販売業者

(税率引き上げ前に仕入れた製造たばこを、2万本以上所持する場合に限る)

② 税率…上記表中「差(手持品税率)*1、*2」のとおり

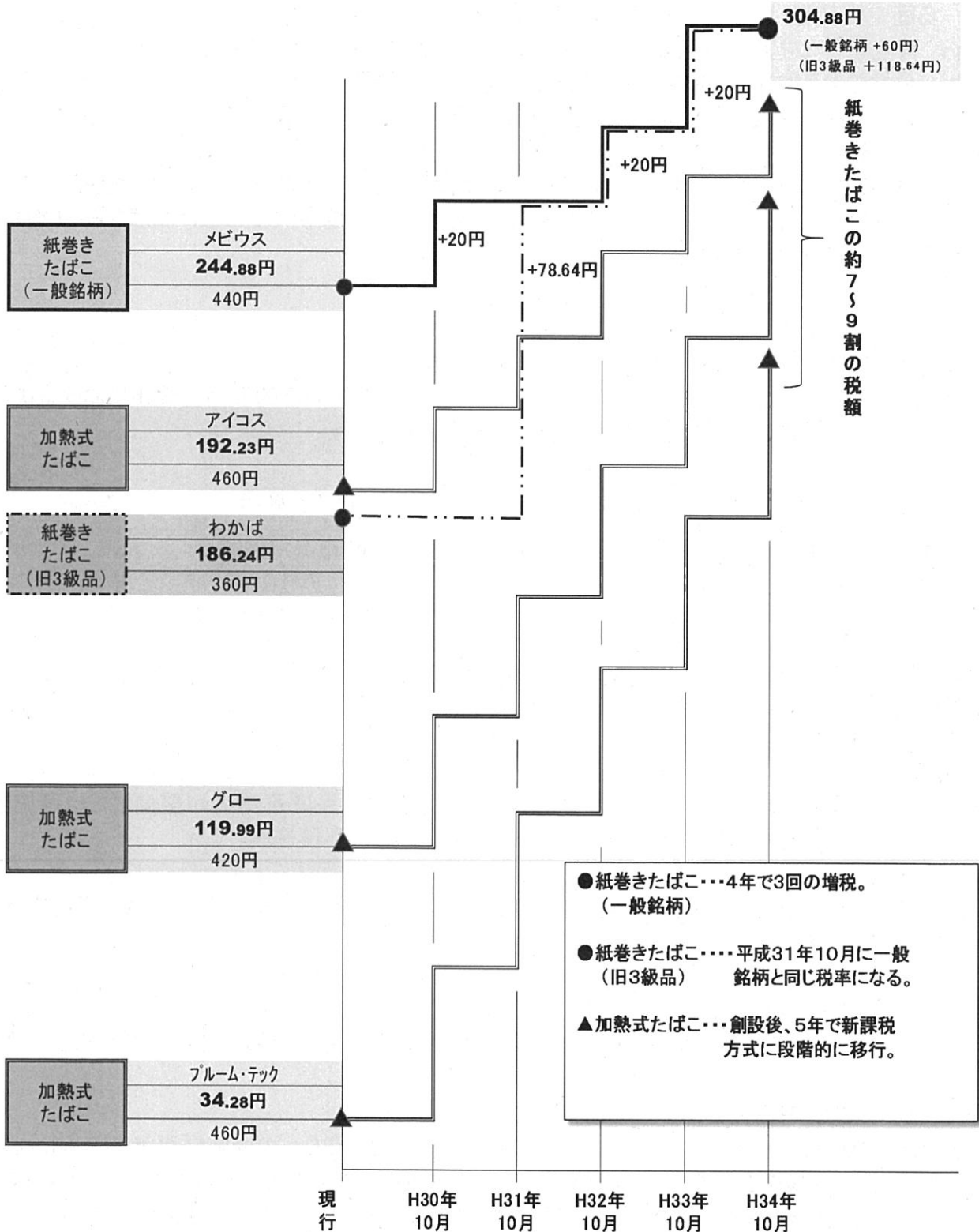
ウ 施行日 上記表中「施行日(※)」のとおり

【参考】

たばこ税率の引上げイメージ図

(現在の小売価格に基づく試算)

| | |
|----|------------------------|
| 区分 | 上段: 銘柄(例) |
| | 中段: 1箱あたりの税額 (国・地方) |
| | 下段: 1箱あたりの価格 |



(5) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置

(市税条例附則第 8 条の 2、都市計画税条例附則第 2 項関係)

ア 改正目的

- (ア) 認定誘導事業者が立地適正化計画に基づき整備した公共施設等の用に供する施設に係る固定資産税・都市計画税の特例措置(延長)
- (イ) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置(延長)
- (ウ) 公共の公害防止用設備に係る固定資産税の特例措置(延長)
- (エ) 津波災害警戒区域における指定避難施設及び協定避難施設に係る固定資産税の特例措置(延長)

(ア)～(エ)の項目について、「わがまち特例」の適用期間の延長に伴い、国が定める範囲の中で、市町村が条例でその割合を定める必要があることから、長崎市が条例で定めなければならない課税標準の特例割合を定めるもの。

イ 改正内容

長崎市における課税標準の特例割合について、特例措置の目的及び長崎市における状況を考慮して、次のとおり割合を定め、また、所要の整備を行う。

- (ア) 立地適正化計画に基づき整備した公共施設等の用に供する施設

| 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|-----------------------------------|------------------------|
| 7/10 以上 9/10 以下 ※国が示す参酌基準は 4/5 | 7/10 (税額を 7/10 とする) |

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合(7/10)×税率(1.4%)

※都市計画税の税額＝課税標準額×特例割合(7/10)×税率(0.3%)

【対象施設】

「長崎市立地適正計画」の都市機能誘導区域内において、民間事業者が整備した誘導施設(医療・福祉・商業施設等)に併せて整備した公共施設・都市利便施設。

- a 公共施設(道路、公園、広場、下水道及び緑地等)
- b 都市利便施設(緑化施設、通路(道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等))

【対象時期(特例適用期間)】

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得したもの。(取得の翌年度から 5 年間)

【特例割合の決定理由】

「長崎市立地適正化計画」において、官民が一体となって区域内への機能誘導策を実施し、都市活動の選択と集中を促すこととしている。特に、都市機能誘導区域への誘導施設の誘導・維持は、都市構造構築の根幹を成すため、市域や地域の暮らしを守る不可欠な取り組みである。

そのため、民間事業者に税の特例によるインセンティブを与えることで、誘導施設を整備しやす

い環境が整えられるよう、引き続き、軽減が最も高い 7/10 の特例割合を適用する。

(参考)平成 28 年度改正(前回)

| 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|-----------------------------------|------------------------|
| 7/10 以上 9/10 以下 ※国が示す参酌基準は 4/5 | 7/10 (税額を 7/10 とする) |

【対象施設】

変更なし。

【対象時期(特例適用期間)】

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得したもの。(取得の翌年度から 5 年間)

(イ) 再生可能エネルギー発電設備

| 対象施設 | | 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 太陽光発電設備(自家消費型発電設備に限る) | 出力千kw 未満 | 1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3 | 1/2 (税額を 1/2 とする) |
| | 出力千kw 以上 | 7/12 以上 11/12 以下 ※国が示す参酌基準は 3/4 | 7/12 (税額を 7/12 とする) |
| 風力発電設備 | 出力 20kw 未満 | 7/12 以上 11/12 以下 ※国が示す参酌基準は 3/4 | 7/12 (税額を 7/12 とする) |
| | 出力 20kw 以上 | 1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3 | 1/2 (税額を 1/2 とする) |
| 水力発電設備 | 出力 5 千 kw 未満 | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |
| | 出力 5 千 kw 以上 | 1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3 | 1/2 (税額を 1/2 とする) |
| 地熱発電設備 | 出力千 kw 未満 | 1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3 | 1/2 (税額を 1/2 とする) |
| | 出力千 kw 以上 | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |
| バイオマス発電設備 | 出力 1 万 kw 未満 | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |
| | 出力 1 万 kw 以上 2 万 kw 未満 | 1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3 | 1/2 (税額を 1/2 とする) |

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合×税率(1.4%)

【対象時期(特例適用期間)】

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得したもの。(取得の翌年度から 3 年間)

【特例割合の決定期由】

再生可能エネルギーの利用促進は、長崎市地球温暖化対策実行計画重点アクションプログラムの重点アクションの一つとして掲げられており、実行計画に掲げる 2030 年度の温室効果ガスの削減目標、2007 年度比 43%削減を掲げている。

そのため、民間事業者に税の特例によるインセンティブを与えることで、施設整備の促進を図ら

れるよう、引き続き、軽減が最も高い特例割合を適用する。

(参考)平成 28 年度改正(前回)

| 対象施設 | 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|-----------|----------------|---------------|
| 太陽光発電設備 | 1/2 以上 5/6 以下 | 1/2 |
| 風力発電設備 | ※国が示す参酌基準は 2/3 | (税額を 1/2 とする) |
| 水力発電設備 | 1/3 以上 2/3 以下 | 1/3 |
| 地熱発電設備 | ※国が示す参酌基準は 1/2 | (税額を 1/3 とする) |
| バイオマス発電設備 | | |

【対象時期(特例適用期間)】

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得したもの。(取得の翌年度から 3 年間)

(ウ)公共の公害防止用設備

| 対象施設 | 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|--|---------------------------------|----------------------|
| ① 汚水又は廃液の処理施設 (沈澱装置、油水分離装置など) | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |
| ② テトラクロロエチレン溶剤 を使用するドライクリーニング機に係 る活性炭利用吸着式処理装置 | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |
| ③ 下水道除害施設(沈澱装置、 油水分離装置など) | 2/3 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 3/4 | 5/6 (税額を 5/6 とする) |

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合×税率(1.4%)

【対象時期(特例適用期間)】

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得したもの。

【特例割合の決定理由】

- ① 汚水又は廃液の処理施設については、長崎市第二次環境基本計画に掲げる BOD、COD の数値目標の達成のためには、特定事業場から排出される汚水等の処理は必要であることから、引き続き、軽減が最も高い 1/3 の特例割合を適用する。
- ② テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置は、健康の保護及び良好な環境保全のために必要なことから、引き続き、軽減が最も高い 1/3 の特例割合を適用する。
- ③ 下水道除害施設については、長崎市下水道条例での義務付けにより、施設も普及していることから、引き続き、軽減が最も低い 5/6 の特例割合を適用する。

(参考)平成 28 年度改正(前回)

| 対象施設 | 特例割合の範囲 | 長崎市の特例率 |
|--|---------------------------------|----------------------|
| 汚水又は廃液の処理施設 (沈澱装置、油水分離装置など) | 1/6 以上 1/2 以下 ※国が示す参酌基準は 1/3 | 1/6 (税額を 1/6 とする) |
| テトラクロロエチレン溶剤及びフッ素系 溶剤を使用するドライクリーニング機に 係る活性炭利用吸着式処理装置 | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |
| 下水道除害施設(沈澱装置、油水分 離装置など) | 2/3 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 3/4 | 5/6 (税額を 1/6 とする) |

【対象時期(特例適用期間)】

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得したもの。

※下水道除害施設については、前回は平成 27 年度に改正され、対象時期(特例適用期間)は平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得したもの。

(エ) 津波災害警戒区域における指定避難施設及び協定避難施設(家屋、償却資産)

| 対象施設 | 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|---|---------------------------------|----------------------|
| 指定避難施設(市が津波避難施設として指定した施設) | 1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3 | 5/6 (税額を 5/6 とする) |
| 協定避難施設(市が施設所有者等と管理協定を締結し、避難用部分の管理を行う施設) | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 2/3 (税額を 2/3 とする) |

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合×税率(1.4%)

【対象時期(特例適用期間)】

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に指定された指定避難施設又は管理協定が締結された協定避難施設(指定された日又は管理協定を締結した日の属する年の翌年度から 5 年間)

【特例割合の決定理由】

「長崎県津波浸水想定」では、長崎市における津波の影響は、地震発生後、最大水位の津波が到達するまで約 1 時間という想定がなされている。長崎市の地形上、津波災害警戒区域付近は高台が多いため、市内全域に迅速に避難に関する情報を伝達できるよう整備し、高台の安全な場所へ避難させることが重要と考え、避難施設を整備する予定がないことから、津波避難施設の整備については、軽減が最も低い特例割合を適用する。

(参考)平成 27 年度改正(前回)

| 対象施設 | 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|---|---------------------------------|----------------------|
| 協定避難施設(市が施設所有者等と管理協定を締結し、避難用部分の管理を行う施設) | 1/3 以上 2/3 以下 ※国が示す参酌基準は 1/2 | 1/3 (税額を 1/3 とする) |

【対象時期(特例適用期間)】

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで間に管理協定が締結された協定避難施設(管理協定を締結した日の属する年の翌年度から 5 年間)

(オ) その他所要の整備(条文の追加による条項の整理)

ウ 施行日 公布の日(平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用)

(6) 「生産性革命」の実現に向けた中小企業の設備投資を後押しする固定資産税の課税標準の特例措置

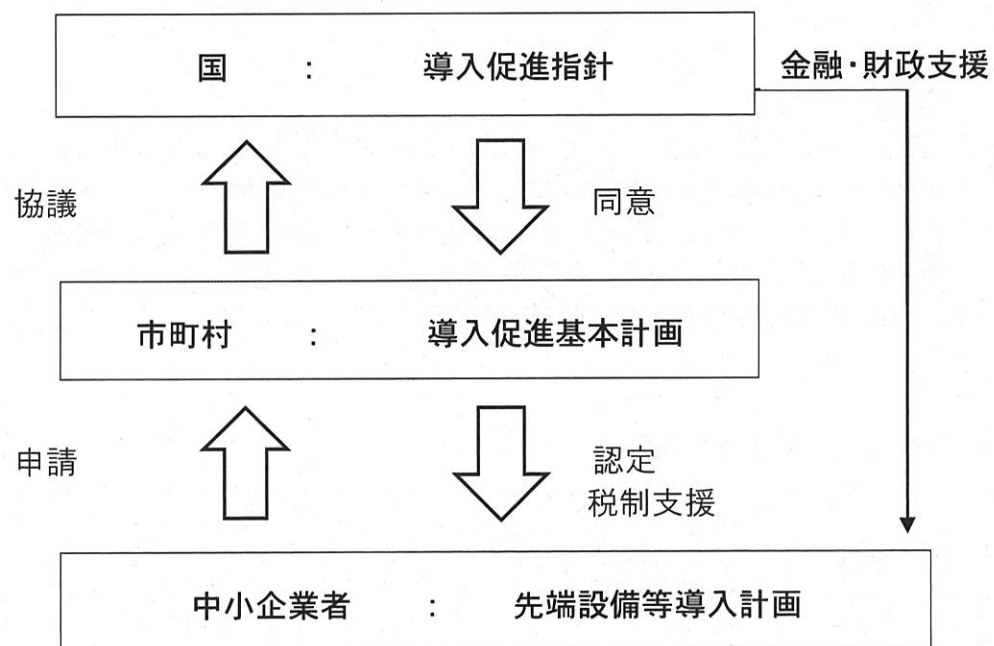
(市税条例附則第 8 条の 2 関係)

ア 生産性向上特別措置法等の概要

中小企業の老朽化している設備を生産性の高い設備へ更新させ、労働生産性を向上させること等を目的とした「生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)」の制定を受け、「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)」において、中小企業の設備投資を後押しする固定資産税の特例措置が設けられた。

イ 中小企業の設備投資を後押しする固定資産税の特例措置の概要

中小企業の生産性向上を資する設備投資の促進を図るため、3年間の時限措置として、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資について、税制面で支援するもの。



ウ 条例改正の内容

| 特例割合の範囲 | 長崎市の特例割合 |
|-------------|------------------|
| ゼロ以上 1/2 以下 | ゼロ (税額をゼロとする) |

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合×税率(1.4%)

【対象設備】

生産性向上特別措置法の規定により、市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した中小企業の一定の設備で、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備

減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)

◆機械装置(160 万円以上/10 年以内)

- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上／6年以内)
- ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内)

※建物附属設備については、家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

【対象時期(特例適用期間)】

生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までに取得したもの(課税されることとなった年度から3年間)

【特例割合の決定理由】

「第四次長崎市経済成長戦略」において、中小企業者の生産性向上を目指すべき方向性の一つとして位置づけており、中小企業者の設備投資については、生産性向上、新製品・新技術開発などの取組み実施につながる。

よって、税の特例措置によるインセンティブを与えることで、中小企業者の設備投資が促進されるよう、効果が最も大きい課税免除とする。

(7) バリアフリー改修を行った既存家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置

(市税条例附則第 8 条の 3、都市計画税条例附則関係)

ア 改正目的

地方税法の一部が改正され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるように改修工事を行った場合の固定資産税、都市計画税の減額措置が創設されたことから、減額措置の適用を受けるための手続きについて定めるもの。

イ 改正内容

主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、基準に適合させるように改修工事を行った場合、申告書に実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出した者について、改修工事の翌年度から 2 年度分の家屋に係る固定資産税及び都市計画税から 3 分の 1 に相当する額(当該 3 分の 1 に相当する金額が当該改修工事に係る工事費の 60 分の 1 に相当する金額を超える場合は当該 60 分の 1 に相当する金額)を減額する措置を行う。

(8) 立地誘導促進施設協定に係る固定資産税の課税標準の特例措置

(都市計画税条例附則関係)

ア 改正目的

低未利用土地が多数発生し、スポンジ化が進行することで地区の生活環境や活力が損なわれている状況にある。こうした土地の再生に当たっては、低未利用土地の利用を図りながら地域の利便の確保・維持に資する道路・公園・公共施設等居住者等利用施設の整備を促進し、居住環境を整備していく必要がある。そこで、都市再生特別措置法が改正され、地権者全員の合意により、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を自ら行う協定制度を創設し、協定の対象となる固定資産税等の特例措置を行うもの。

イ 改正内容

都市再生推進法人が、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設協定(有効期間が 5 年以上のものに限る)の目的となる土地を所有し又は無償で借り受けて、一定の施設を管理する場合には、その用に供する土地及び当該土地の上に存する償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準の価格となるべき価格を最初の 3 年間(当該協定の有効期間が 10 年以上のものについては最初の 5 年間)2/3 とする措置を平成 32 年 3 月 31 日まで講ずる。

2 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例新旧対照表

(1) 長崎市税条例 第1条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>によって</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>によって</u>課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>により</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>により</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>により</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>により</u>課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> |
| <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者においては、第31条の規定<u>によって</u>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみ</p> | <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者においては、第31条の規定<u>により</u>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみ</p> |
| <p>を課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 _____（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第21条 第13条第1項第3号又は第4号の者に</p> | <p>を課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 <u>に10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第21条 第13条第1項第3号又は第4号の者に</p> |

対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

(所得控除)

第23条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、

____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第23条の7 所得割の納税義務者

____については、その者の第23条の4の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第23条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同

対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(所得控除)

第23条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である

所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第23条の7 前年の合計所得金額が2,500万円以下

である所得割の納税義務者については、その者の第23条の4の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第23条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、____、当該納税義務者に係る同

表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(市民税の申告)

第25条の2 第13条第1項第1号の者_____は、3月15日までに省令第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____

_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若し

表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(市民税の申告)

第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により_____給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若

しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若し

くは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。

2 前項の申告書を提出すべき者のうち法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有したものは、同項の申告書の提出に代え、当該申告書の提出期限までに、別に定める簡易申告書を提出することができる。

3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）及び第2項の規定による簡易申告書を提出する者は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに省令第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 前項の者は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日まで

くは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。

2 前項の申告書を提出すべき者のうち法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有したものは、同項の申告書の提出に代え、当該申告書の提出期限までに、別に定める簡易申告書を提出することができる。

3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）及び第2項の規定による簡易申告書を提出する者は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には____、3月15日までに省令第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 前項の者は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には____、3月15日まで

に第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第1号の者 _____ のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第2号の者 _____ に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者 _____ に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第28条の11 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴

に第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、第13条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、第13条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第28条の11 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴

収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第28条の13 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 第28条の11及び前条の規定は、第1項の規定

収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第28条の13 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 第28条の11及び前条の規定は、第1項の規定

による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第28条の11中「前条第1項」とあるのは「第28条の13第1項」と_____

_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第4節 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)

第63条 _____ 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）に課する。

2 法第466条第4項ただし書に規定する場合には、売渡し又は消費その他の処分（以下「消費

による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第28条の11中「前条第1項」とあるのは「第28条の13第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第4節 市たばこ税

(製造たばこの区分)

第63条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第63条の2 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）に課する。

2 法第466条第4項ただし書に規定する場合には、売渡し又は消費その他の処分（以下「消費

等」という。)をした者を卸売販売業者等とみなして課する。

(たばこ税の課税標準)

第64条 たばこ税の課税標準は、法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等

に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ

の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この

等」という。)をした者を卸売販売業者等とみなして課する。

(製造たばこことみなす場合)

第63条の3 加熱式たばこの喫煙用具であって

加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として省令第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第64条 たばこ税の課税標準は、法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)

に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)

の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。 _____

場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

| 区分 | 重量 |
|-----------------|------|
| 1 喫煙用の製造たばこ | |
| ア <u>パイプたばこ</u> | 1グラム |
| イ <u>葉巻たばこ</u> | 1グラム |
| ウ 刻みたばこ | 2グラム |
| 2 かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| 3 かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

| 区分 | 重量 |
|-----------------|------|
| 1 喫煙用の製造たばこ | |
| ア <u>葉巻たばこ</u> | 1グラム |
| イ <u>パイプたばこ</u> | 1グラム |
| ウ 刻みたばこ | 2グラム |
| 2 かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| 3 かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ

特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第63条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計

し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第65条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の徴収の方法)

第66条 たばこ税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、第63条第2項の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したば

(たばこ税の税率)

第65条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の徴収の方法)

第66条 たばこ税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、第63条の2第2項の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したば

こ税を課する場合においては、普通徴収の方法によって徴収する。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第23条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

_____ (その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2～3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

2 略

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

5 法附則第15条第29項 _____ に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

こ税を課する場合においては、普通徴収の方法によって徴収する。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第23条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

に10万円を加算した金額 (その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2～3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 略

3 削除

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

4 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

5 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

6 法附則第15条第30項 _____ に規定する条例
で定める割合は、3分の1とする。

7 略

8 略

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、3分の1とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、3分の1とする。

11 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、3分の1とする。

12～14 略

15 略

16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定)

8 法附則第15条第30項第2号に規定する条例
で定める割合は、3分の2とする。

9 略

10 略

11 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第2号イに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、12分の7とする。

15 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、12分の7とする。

16 法附則第15条第32項第3号イに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、3分の1とする。

17 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、3分の1とする。

18 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設
備について同号に規定する条例で定める割合
は、3分の1とする。

19～21 略

22 略

23 法附則第15条第47項に規定する条例で定め
る割合は、零とする。

24 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定)

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3

1～11 略

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3

1～11 略

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

長崎市税条例 第2条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2</p> <p>1～20 略</p> <p>21 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。</p> <p>23 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>24 略</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2</p> <p>1～20 略</p> <p>21 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。</p> <p>23 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>24 略</p> |

長崎市税条例 第3条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法</p> |

(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

4~10 略

(たばこ税の税率)

第65条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

4~10 略

(たばこ税の税率)

第65条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

長崎市税条例 第4条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法</p> | <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u> <u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法</p> |

(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4~10 略

(たばこ税の税率)

第65条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法_____第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4~10 略

(たばこ税の税率)

第65条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

長崎市税条例 第5条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第63条の3 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として省令第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻</u></p> | <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第63条の3 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として省令第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第64条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次_____に掲げる方法により換算した_____</u></p> |

たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 略

(3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第63条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式

紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 削除

(1) 略

(2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合

における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第63条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式

たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 略

たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 削除

9 略

長崎市税条例 第6条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>1～14 略</p> <p>15 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新市税条例</u>第65条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>16 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第19項、第21項及び第23項において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新市税条例</u>第63条第1項 _____ に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、附則第19項、第21項及び第23項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小</p> | <p>附則</p> <p>1～14 略</p> <p>15 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>長崎市税条例</u>第65条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>16 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第19項、第21項及び第23項において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>長崎市税条例</u>第63条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、附則第19項、第21項及び第23項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小</p> |

売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

17～22 略

23 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

24 附則第17項及び第18項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

17～22 略

23 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

24 附則第17項及び第18項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | |
|------------|------------|---------------------------------|------------|------------|---------------------------------|
| 附則 第17項 | 前項 | 附則第23項 | 附則 第17項 | 前項 | 附則第23項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項 において準用する 同条第4項 | | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項 において準用する 同条第4項 |
| | 平成28年5月2日 | <u>平成31年4月30日</u> | | 平成28年5月2日 | <u>平成31年10月31日</u> |
| 附則 第18項 | 平成28年9月30日 | <u>平成31年9月30日</u> | 附則 第18項 | 平成28年9月30日 | <u>平成32年3月31日</u> |
| 25～26 略 | | | 25～26 略 | | |

(2) 長崎市都市計画税条例 第7条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--------------------------------------|---|
| <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1～4 略</p> | <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1～4 略</p> |
| | <p><u>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</u></p> <p>5 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>（2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p><u>（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> |

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 略

6 略

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 略

7 略

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項_____、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しく

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

11 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

12 略

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しく

は第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」
とする。

(平成11年度用途変更宅地等及び平成11年度類似
用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関
する経過措置)

15 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対
して課する都市計画税に関する経過措置)

16 略

17～21 略

22 略

は第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」
とする。

(平成11年度用途変更宅地等及び平成11年度類似
用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関
する経過措置)

16 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対
して課する都市計画税に関する経過措置)

17 略

18～22 略

23 略

長崎市都市計画税条例 第8条による改正

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1～2 略</p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。</p> <p>5～14 略</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>（平成11年度用途変更宅地等及び平成11年度類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）</p> <p>16～23 略</p> | <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1～2 略</p> <p>（法附則第15条第43項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。</p> <p>5～14 略</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>（平成11年度用途変更宅地等及び平成11年度類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）</p> <p>16～23 略</p> |

3 (参考) 市税条例の改正を要しない税制改正について

(1) 個人住民税関係 (平成 33 年 1 月 1 日 平成 33 年度課税より)

ア 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引き下げるとともに、控除の上限額も引き下げる。

| | |
|--------|-----------------|
| 控除の上限額 | 220 万円 → 195 万円 |
|--------|-----------------|

※「22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者」には負担増が生じないように措置。

イ 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、控除額に上限を設定する。

| | |
|--------|----------|
| 控除の上限額 | 195.5 万円 |
|--------|----------|

- 公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、控除額を引き下げる。

| 公的年金等収入以外の所得金額 | 控除額 |
|----------------|--------|
| 1,000 万円超 | ▲10 万円 |
| 2,000 万円超 | ▲20 万円 |

ウ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整

| 控除・措置名 | 調整の内容 |
|------------------------------|---|
| 配偶者控除 ・扶養控除 | 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 38万円以下 ⇒ 48万円以下 |
| 配偶者 特別控除 | 配偶者の合計所得金額要件 「38万円超123万円以下」 ⇒ 「48万円超133万円以下」 |
| 勤労学生控除 | 勤労学生の合計所得金額要件 65万円以下 ⇒ 75万円以下 |
| 青色申告 特別控除 | 控除額 65万円 ⇒ 55万円 ※電子申告等の要件を満たした場合には、控除額を 65万円とする特例を設ける。 |
| 家内労働者等の 事業所得等の 所得計算の特例 | 必要経費に算入する金額の最低保障額 65万円 ⇒ 55万円 |

(2) 固定資産税・都市計画税関係(平成31年度課税より)

- ア 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。
- イ 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。
- ウ 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の見直しを行う。
 - ① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - ② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡以下(現行:上限なし)とした上、その適用期限を2年延長する。
 - ③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡以下(現行:上限なし)とした上、その適用期限を2年延長する。
- エ 農地中間管理事業のための10年以上の借地権等を設定した農地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。